

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 28 日

千 代 田 区 長 樋 口 高 顕

千代田区規則第41号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年千代田区規則第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第 5 項から第 7 項までの規定中「職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第18条第 1 項中「公民権行使等休暇は、」の次に「会計年度任用職員が、当該」を加え、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

第26条第 1 項中「職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第27条第 1 項及び第 2 項中「職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第 4 項中「男子職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第 7 項中「職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。